

〒〇〇  
〇〇市〇〇〇-〇

環 生 第 〇 〇 号  
〇 〇 年 〇 月 〇 日

〇〇 〇〇 様  
(管理番号 〇〇市-〇-〇〇〇〇〇)

静岡県知事 鈴木 康友  
( 公 印 省 略 )

### 浄化槽法に基づく法定検査の受検について (重要)

日頃から静岡県の環境行政に御理解と御協力くださりありがとうございます。

この文書は、浄化槽法に基づく**法定検査**の受検を確認できない方にお送りしています。

浄化槽は、トイレなどから発生する生活排水をきれいな水に処理して、側溝や河川等に放流する施設です。浄化槽の処理機能が低下すると、側溝や河川等が汚染されることにより、公衆衛生、生活環境の悪化を招くことに加え、日常生活の質や安全性を大きく損なう可能性があります。

このため、浄化槽を使用する方は、法令に基づき、次の維持管理全てを定期的に行う必要(義務)があります。

- ① 保守点検 浄化槽の点検、調整またはこれらに伴う修理をする作業。
- ② 清掃 浄化槽内に生じた汚泥等の引き出し、槽内の機器類の洗浄等を行う作業。
- ③ **法定検査 毎年1回行う水質に関する検査。①及び②の実施状況の確認等。**

上記について、御理解のうえ、指定検査機関((一財)静岡県生活科学検査センター)へ御依頼いただき、法定検査を受検していただきますようお願いいたします。

なお、本通知と行き違いですでに法定検査を御依頼されている場合は何卒御容赦ください。

#### 同封資料

- ① 「浄化槽法定検査依頼申し込み書」及び「約款等」
- ② 周知チラシ「浄化槽の法定検査ってなに？」(A4両面カラー)
- ③ 合併処理浄化槽への転換のお願い(A4両面カラー)
- ④ 返信用封筒

以下の場合、必要な手続きを案内致します。健康福祉センター(保健所)へ御連絡ください。

- 送付文の宛先・宛名が異なる場合(本県が作成する浄化槽台帳を基に発送しています。)
- 過去に浄化槽を使っていたが、撤去した場合
- 「空き家」など浄化槽を使用していない場合又は使用する予定のない場合

静岡県公式HP  
「浄化槽を使用する皆様へ」



#### 【本通知、浄化槽法に関する問合せ】

〇〇健康福祉センター(〇〇保健所) 〇〇課 (電話) 0000-00-0000

#### 【法定検査の申し込み、内容に関する問合せ】

(一財)静岡県生活科学検査センター検査推進課 (電話) 054-621-5863